

19. 奨学金制度（給付型・入学金免除型・貸与型）

出願前申請

鳥取県保育士等修学資金貸付制度（貸与型）

鳥取県内で従事する保育士または幼稚園教諭の養成を目的として、経済的な理由から鳥取短期大学 幼児教育保育学科への進学が困難な鳥取県内出身学生に対して、鳥取県から入学金や学費の一部に相当する金額が貸与（無利子）されます。

卒業後、鳥取県内の保育所等において、保育士または幼稚園教諭等として一定期間従事した場合には、貸付金の返還が免除されます。詳しくは、鳥取県子育て・人材局 子育て王国課（0857-26-7150）にお問い合わせください。

出願時申請

とりたん特待生奨学金（給付型）

学業特待選抜の成績優秀者に対して、特待生として、本学独自の奨学金（年間69万円または34.5万円）を支給します。奨学金を希望する人は学業特待選抜を受験してください。

支給の期間は1年間を単位とします。2年次に進級する時点で、継続希望者は改めて所定の手続きをし、審査を受けます。この奨学金は、返済の必要はありません。

とりたん社会人奨学金（給付型）

社会人の勉学を支援するために、総合型選抜（社会人）で入学したすべての社会人に対して、年間20万円の奨学金を2年間支給します。ただし、2年次に進級する時点で、継続希望者は改めて所定の手続きをし、審査を受けます。この奨学金は、返済の必要はありません。

とりたんファミリー支援（入学金免除型）

家族（兄弟・姉妹・親子〔2親等内〕）が鳥取短期大学、鳥取短期大学 専攻科、鳥取看護大学あるいは鳥取看護大学 大学院に同時に入学もしくは出願時に在籍する場合、経済的負担を軽減するために、入学金（24万円）を免除する制度です。

出願時に家族が鳥取短期大学、鳥取短期大学 専攻科、鳥取看護大学あるいは鳥取看護大学 大学院に在籍しているすべての入学予定者に対して、入学金を免除します。

また、同一家族が2人以上で鳥取短期大学、鳥取短期大学 専攻科、鳥取看護大学あるいは鳥取看護大学 大学院に同時に入学する場合は、2人目以降の入学金を免除します。申請対象者はすべての選抜において〔専願〕の受験者です。

この支援制度を希望する人は、入学願書を提出する際、本支援制度の願書を一緒に提出してください。願書一式は、鳥取短期大学 入試広報課へ請求してください。

とりたん同窓会支援（入学金免除型）

鳥取短期大学同窓会組織である「白鳥会」の基金等による支援制度です。本学の卒業生（「白鳥会」会員）の家族（兄弟・姉妹・親子〔2親等内〕）が本学へ入学する場合、人物・学業ともに優秀な人に対して、審査により入学金（24万円）を免除します。

申請対象者は、すべての選抜において〔専願〕の受験者です。

この制度を希望する人は、入学願書を提出する際、本支援制度の願書を一緒に提出してください。願書一式は、鳥取短期大学 入試広報課へ請求してください。

手続後申請

かんとりい☆とりたん地域活動奨励金（入学生・給付型）

入学手続完了者で、活発な地域活動の実績があり、入学後も地域での活動を行う強い意志や意欲を持つ人に対して、審査により地域活動奨励金（10万円）を支給します。この奨励金は、返済の必要はありません。

詳しくは、鳥取短期大学 入試広報課までお問い合わせください。

入学後申請

とりたん奨学金（給付型）

入学後の勉学を支援するために、人物・学業ともに優秀で、経済的な援助を必要とする学生に対して、審査により本学独自の奨学金（年間69万円または34.5万円）を支給します。奨学生の期間は1年間を単位とします。2年次に進級する時点で、継続希望者は改めて所定の手続きをし、審査を受けます。この奨学金は、返済の必要はありません。詳しくは、入学後、鳥取短期大学 学生課へお問い合わせください。

とりたん後援会奨学金（給付型）

入学後、学費支弁者に不測の事態が生じ、経済的理由によって修学に困難が生じた場合、鳥取短期大学後援会より奨学金（年間69万円または34.5万円）が支給されます。この奨学金は、返済の必要はありません。詳しくは、入学後、鳥取短期大学 学生課へお問い合わせください。

とりたん学業優秀者奨励制度（給付型）

年間を通して勉学に積極的に取り組み優れた成果をあげた学生（30名）に対して、審査により奨励金（10万円）が支給されます。この奨励金は、返済の必要はありません。

かんとりい☆とりたん地域活動奨励金（在学生・給付型）

入学後、年間を通して活発な地域活動の実績をあげた学生に対して、審査により地域活動奨励金（10万円）を支給します。この奨励金は、返済の必要はありません。

とりたん「ひとり暮らしスタート」応援制度（給付型）

本学へ入学するためにアパートや寮でひとり暮らしを始める学生に対して、経済的負担を軽減し円滑に大学生活をスタートすることができるように一律に応援金（10万円）が支給されます。この応援金は、返済の必要はありません。詳しくは、入学後、鳥取短期大学 学生課へお問い合わせください。

高等教育の修学支援制度・日本学生支援機構奨学金

日本学生支援機構の定める基準に該当する人は、下記の制度を利用することができます。詳しくは、入学後、鳥取短期大学 学生課へお問い合わせください。

また、高等学校在学中に申し込みを行う「大学等予約採用」制度があります。申請時期・方法等は在学中の高等学校にお問い合わせください。

名 称	金 額
給付奨学金（給付型）	月額 自宅通学者は1.3万円～3.8万円程度 自宅外通学者は2.5万円～7.6万円程度 ※3つの採用区分に応じて決定します。
高等教育の修学支援制度 ※上記「給付奨学金」採用者	授業料は最大62万円程度、入学金は最大24万円程度の免除・減額を受けることができます。 ※3つの採用区分に応じて決定します。
第一種奨学金（貸与型・無利子）	月額 2万円～ 自宅通学者は最大5.3万円／自宅外通学者は最大6万円
第二種奨学金（貸与型・有利子）	月額 2万円～12万円（通学形態は問わず）

その他

その他の奨学金

交通遺児育英会奨学金、鳥取県育英会奨学金、あしなが育英会奨学金、母子・父子福祉資金など各都道府県および諸団体法人等で運営している奨学金があります。詳しくは、入学後、鳥取短期大学 学生課へお問い合わせください。

専門実践教育訓練給付制度（生活学科 食物栄養専攻、幼児教育保育学科）

就労経験があるなど、所定の条件を満たした人が資格を取得した場合、教育訓練経費が支給されます。詳しくは、お近くのハローワークにお問い合わせください。

各種教育ローン

本学に入学時、在学中にかかる費用を対象とした各種教育ローンがあります。詳しくは本学ホームページをご覧ください。